

個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入を検討されている方へ

平成29年1月以降、公務員も個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入することができるようになりました。iDeCoに申込みする際にはご自身の基礎年金番号が必要となります。

基礎年金番号は、「ねんきん定期便」（誕生月発行）や退職等年金給付に係る「給付算定基礎額残高通知書」（5月発行）でも確認することができますので、必要に応じてご活用ください。

なお、年金手帳やこれらの通知等がお手元になく、ご自身の基礎年金番号が分からない場合は、共済組合にて証明することもできますので、共済事務担当課を通して証明申請を行なって下さい。